

給付金の申請手続き

基本給付①のかた

申請は不要です。9月ごろ、児童扶養手当が支給されている登録口座へ振り込みます。

基本給付②と③のかた・追加給付のかた

申請が**必要**です。(申請期限：令和3年2月26日(金)まで)

必要な書類については、事前にお問い合わせください。

? ご自分が対象になるか分からないときなどは…

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎ 0120-400-903

受付時間：月～金曜日
午前9時～午後6時



申請・問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

相談無料

新型コロナウイルス感染症関連助成金・働き方改革関連対策個別相談会について

厚生労働省所管施策である「新型コロナウイルス感染症に関連した助成金」並びに「2020年4月施行働き方改革」に関する相談について、専門家が個別に対応します。

■相談内容

助成金・給付金関係

- ・雇用調整助成金
- ・働き方改革推進支援助成金（テレワーク導入助成金）
- ・小学校休業等対応助成金
- ・家賃支援給付金
- ・その他、厚生労働省所管の各種助成金、給付金

働き方改革

- ・時間外労働の上限規制への対応（労働時間の管理方法や36協定の締結方法など）
- ・年5日間の年次有給休暇の取得義務化への対応
- ・非正規労働者の処遇改善対応
- ・その他、社会保険に関する全般

※上記以外の労務管理や働き方の見直しに関する様々な相談に応じます！

日時＝7月15日(水)～令和3年2月24日(水)

毎週水曜日 午後1時～4時

(12月30日・令和3年1月6日は除く)

場所＝美里町商工会館 2階会議室

(会議室は新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。)

料金＝無料

対象＝社会保険や上記の助成金・給付金について疑問があるかた

相談方法＝事前に電話予約が必要となります。

申込み・問合せ＝美里町商工会 ☎76-0144

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

国では、ひとり親世帯の新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。



基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などのかたへの給付

給付金の対象となるかた

次の①～③のいずれかに該当するかた

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるかた※1
- ②公的年金など※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されるかた※3
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」のかたも対象となります。

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているかただけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測されるかたも対象となります。

給付額

1世帯 **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているかたへの給付

給付金の対象となるかた

基本給付金対象の①または②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少したかた

給付額

1世帯 **5万円**